

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	学校教育の取組	○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。 ○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。	○人権・同和教育の授業での取組み  ○人権・同和教育研修会の実施 全教職員対象 主任等研修	○人権・同和教育の授業実施  ○人権・同和教育研修会の実施 全教職員対象 主任等研修	○全ての学校で実施され、人権・同和教育の基本となる取組みとして、子供たちの人権意識の向上につながっている。 ○指導者として、個々の人権感覚を磨く大切な機会となっている。	学校教育課
②	社会教育の取組	○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動の実施	○地区住民への研修会や講演会等の啓発活動は全 20 地区にて実施、また、協議会委員等へは 4 回の研修を行い、延 164 人が受講	○地域や学校と連携して実施する様々な人権課題の啓発活動を引続き支援し、差別のない住みよいまちづくりにつなげる、また、協議会委員等の研修も継続し、地域リーダーの養成に努めたい。	人権センター
③	啓発・広報活動の推進	○人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO 法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会の実施  ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等と連携した啓発活動を実施	○様々な課題の解決に向けた講演会を年間 10 回開催し、延 1,800 人が受講しました。  ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会や NPO 法人多文化共生人権文化 L A S と連携し、研修会を 4 回開催し、延約 500 人が受講。また、人権週間の活動として、人企連等の会員と市内 3 会場で街頭活動を実施し、多くの市民にアピール	○講演会の実施により、正しい知識の習得や人権意識の高揚につながる。また、企業等との連携により、差別やハラスメントのない職場づくりの機運醸成につながる。 ○人企連活動の周知や理解の一層の広がりのため、直接の声かけやグッズ配布等の街頭アピール活動の実施を継続していく。	人権センター
④	人権センター事業の充実	○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	○生活総合相談や各種相談会の実施 ○相談担当者ネットワーク会議の開催	○住環境や高齢者等に関する内容の生活総合相談が 65 件、地域巡回による相談が 66 件。相談内容によって、各相談機関に引継ぎました。また、相談担当者ネットワーク会議をとおして、各相談担当者の課題解決のためのスキルアップを図りました。専門家による相談についても毎月実施し、相談体制の充実に取り組みました。	○法改正やニーズの変化に対応する研修内容が実施できたことは一定の評価が得られる。さらに、ネットワーク会議をとおして様々な機関と情報共有ができ、引続きネットワークの強化を図っていきたい。	人権センター

2 女性

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	人権尊重の意識づくり	○女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。 ○男女平等、男女相互理解についての教	○男女共同参画に関する講座等の開催	○講演会の実施 日時：11 月 30 日、場所：人権センター 演題：「地域コミュニティを変えるチカラ～もっと心地よい地域づ	○講演について「具体的、大変良かった」、「女性と男性が力を合わせて地域の事の課題に取り組んでいくことが大切であることが理解できた」などの感想をいただいた。また、理	人権センター

		育を進めます。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○男女共同参画週間等でのパネル展示や男女共同参画通信の発行など	くりに女性の視点を活かすには～」 講師：静岡大学 人文社会科学部長 日詰一幸氏 受講者：118人 ○男女共同参画週間でのパネル展示の実施 場所：人権センター、期間：6月12日～7月3日 内容：男女共同参画参画社会基本法、ワーク・ライフ・バランス ○男女共同参画通信の新規発行や全号の掲示による啓発	解度について受講者の95%が理解できたとの評価でした。 講演内容について役に立ったかの問いに対して役に立つが91%の評価でした。今後も様々な機会を通じて、男女の人権意識を高めるための取組を継続します。	
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	○暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。 ○啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。 ○相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○市内中学校を対象としたデートDV防止出前講座の実施 ○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布 ○益田圏域 女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加	○市内中学校6校を対象に出前講座を実施 講師：デートDV防止ますだ 受講者：市内6中学校、約300人 ○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 日時：11月20日10:30～、場所：イオン益田店 ○人権センター、各総合支所、市民学習センター等への啓発パンフレットの設置 ○益田圏域 女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加し、市内外関係機関の取組状況についての質疑や意見交換を実施し、情報共有が図れました。	○実施後のアンケート結果から男子生徒、女子生徒ともにデートDVに対する十分な理解が得られている。併せて、お互いの違いや立場を尊重し合うことの大切さを学び取り、対等な人間関係を築くことができる人権教育としても有意義である。しかし、出前講座の実施について、講師2人のみによる継続に無理があり、次年度以降、実施方法について検討を要する。	人権センター
③	働きやすい職場づくり	○事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ○セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ○仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布 ○企業等が構成する会の集会等において、育児休業制度等の情報提供を実施	○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所への配布を実施 ○企業等が構成する会の集会等に、関係機関を招集して情報を提供し、協力を依頼した。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行っていきたい。	産業支援センター

### 3 子ども

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。  ○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達支援を必要とする就学前児童に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。	○乳幼児健診の実施 未受診者への声かけや家庭状況把握など、保育所や幼稚園と連携し子どもの発達状況の確認を行った。 ・健診受診率(平成29年12月31日現在) 乳児：100%、1.6歳：93.4%、2歳：95.0%、3歳：92.7%  ○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 ・実施回数 12回(平成30年1月31日現在) ※12回/年 → 15回/年に実施回数増の予定	○乳幼児健診の実施 健診受診率100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。  ○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達相談件数が増加しており、どの様にフォローしていくかを検討していく必要がある。	子育て支援課 子育てあんしん相談室

			○「ますだ子育て支援宣言企業」登録制度の推進 子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進するため、子育てを応援する企業を登録するための「子育て支援宣言企業」登録制度の周知に取り組む。	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 ・宣言企業登録数 11社（平成30年1月31日現在） ・周知方法：広報、個別訪問・通知、企業連絡会議等への参加等	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。	
②	子どもの権利条約などの理解促進	○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。	○「子どもの権利に関する条約」啓発資料を活用した教育、啓発の実施	○「子どもの権利に関する条約」啓発資料を、各小中学校で、小学校3年生、中学校1年生に直接配布し、児童生徒の発達段階に応じた活用について周知した。	○各校で、啓発資料の説明を意図的、計画的に学級活動等で取扱い、活用した。 ○保護者や地域と共に啓発資料を課題にする機会を持つように働きかけていくことに努めていきたい。	学校教育課
③	要保護児童等への適切な支援	○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 平成28年度から母子保健業務が子育てあんしん相談室と一緒にしたことにより、更に連携を図ることができるようになった。引き続き室内会議、母子保健担当者によるスタッフ会を開催し、支援及び相談体制の充実を図る。 ○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取り組みを行う。	○関係機関との連携による支援 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況（H29.12.31現在） 管理ケース：83ケース 代表者会 1回 実務者会議 4回 個別支援検討会議 44回 ケース会議 27回 ○リスクのある家庭への早期支援 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋ぐことができた。 ・乳児家庭全戸訪問（H29.12.20現在） 対象者数：246人、訪問実人数：242人、訪問率：98.4% ○虐待防止に関する啓発 ポスター掲示やチラシの配布、市広報に記事掲載を行い、児童虐待防止に関する啓発を実施した。	○関係機関との連携による支援 虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で保健、医療、福祉、教育など、様々な機関と連携し、早期に適切な対応ができるよう体制整備を図るとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努める必要がある。 ○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し支援に繋げる必要がある。 ○虐待防止に関する啓発 引き続き児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。	子育て支援課 子育てあんしん相談室
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針の周知を図り、学校、家庭、地域と連携しいじめの未然防止、早期発見を図る。 ○アンケート調査や教育相談を実施 ○電話相談窓口の周知	○益田市いじめ防止基本方針の周知（小中学校長会、地区振興センター長会、民生児童委員協議会） ○アンケート調査（アンケートQ・U等）や教育相談の実施 ○電話相談窓口の周知	○各学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことへの理解を促すよう取組を進めることができた。 ○地域をあげて、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を効果的に進めるよう周知を図ることができた。	学校教育課
⑤	体罰根絶に向けた取組	○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。	○学校訪問の実施 ○アンケートQ・Uの分析、把握	○教育長及び教育部長による全小中学校の訪問実施 ○アンケートQ・Uの分析、把握、指導 ○文書により、教育長名で全小中学校に通知 ○子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制状況についてアンケートを実施	○学校訪問等を通して、校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について、常に学校と情報を共有し、必要に応じて、速やかに指導、助言又は、援助を行うよう努めた。	学校教育課
⑥	子どもの貧困に対する支援	○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取り組めます。	○生活困窮者自立支援事業を益田市社会福祉協議会に委託して実施する。市、社会福祉協議会、ハローワークの3者で、毎月調整会議を開催する。 ○ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を実施する。	○生活困窮者自立支援事業の調整会議開催回数：12回 ○ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を随時実施した。	○生活困窮者自立支援事業のパンフレットを公民館等に設置し、また、告知端末で放送しているが、市民へ制度の周知が不十分である。 ○民生児童委員からの相談だけでなく、他課からの相談もあり、連携を図っていく必要がある。	福祉総務課

		○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組みます。				
⑦	情報モラル教育の推進	○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。	○益田市情報モラル指導事例集の活用	○小学校から中学校まで全児童生徒に年間3回程度「益田市情報モラル指導事例集等」を使った授業を行うよう指導	○益田市情報モラル指導事例集では、学年ごとの指導案によって構成されており、学校での活用が容易になっている。 ○情報機器やソフトは、目覚ましい速さで進歩しており、指導内容が遅れないよう対処する必要がある。	学校教育課

## 4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	安否確認の体制整備	○要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。 ○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。 ○緊急通報装置の利用者からの相談・通報等に対し、協力員の協力を得て、24時間体制での対応を図る。	○設置台数 H29.4月末：679台→H29.12月末：703台（24台増） H30.2.6：大雪にて、委託業者から匹見地区利用者82名へ安否確認を行う。 ○H29.12月 救急車要請：8件 相談：100件 委託業者からの安否確認：672件	○H24に現在の業者へ委託を開始して以降、利用者数がH29.12月末までに30%増加した。高齢者数の増加、独居世帯、高齢者のみの世帯の増加にともない、必要性は高いと考える。事業の周知を強化することが課題である。	高齢者福祉課
②	相談体制の充実	○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。 ○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。	○高齢者及びその家族、関係機関等からの相談に対応します。 ○関係会議への参加、講演依頼等の積極的受理、住民や関係機関への様々な説明会を活用して、地域包括支援センターの周知に努めます。 ○民生児童委員や関係機関等との連携による支援・ネットワークの構築を図っていきます。	○相談実績：約1,200件（平成29年12月末現在） ○福祉養成科のある高等学校、民生委員協議会、民間企業、市民団体、職能団体、介護サービス提供事業所などに職員を講師派遣 ○個々の相談において、必要時に民生委員をはじめとする福祉関係者や関係機関との連携により対応	○相談対応や講義依頼等を通じて地域包括支援センターの周知・啓発を図ることができた。 ○受理した相談のなかには、家族内において課題が複合化・複雑化しているものも多く、高齢者分野だけでなく関係他分野との連携が必要な事例が増えてきたため、それらに対応しているネットワークづくりが必要である。	高齢者福祉課 包括支援センター
③	生きがい活動への支援	○高齢者の健康といきがいのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ○高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や、他のサロン等との交流事業の実施	○サロン事業 ・新規サロン5か所、継続76か所の合計81か所 ・社会福祉協議会職員が年間を通じてサロンを訪問し、活動状況の見学、運営上の課題等の相談、福祉出前講座を実施	○サロン事業 ・サロンの立ち上げがない地区に対し積極的に働きかけ、サロン設置数の増を図りたい。 ・サロン会員や世話人の高齢化により運営が難しくなっているサロンや課題等を抱えているサロンを中心に、引き続き課題解決策等を一緒に考えていく。	福祉総務課
			○家に閉じこもりがちなどひとり暮らしの高齢者等に対し、生きがいと潤いのある生活及び心身の自立の確保を図ることを目的とする事業を委託している。	○西部・東部・中央部でのスポーツ芸能大会を実施 軽スポーツ大会（グランドゴルフや健康ウォーク等）を実施	○西部・東部・中央部のブロックを中心に、地域での活動を継続的に実施できている。	高齢者福祉課
④	介護予防事業の推進	○高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取り組む、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。 ○地域特性に応じた介護予防基盤整備	○今年度より開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」において、「介護予防・生活支援サービス事業」は訪問型サービス・通所型サービスともに「現行相当サービス」のみからの開始とし、「多様なサービス」については段階的に開始していきます。	○事業者説明会を開催し、「現行相当サービス」に加え「A型サービス」を開始する。また「B型サービス」など住民主体によるサービスの構築のため、人口拡大課との連携により地域自治組織等との意見交換を開始	○「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始により、介護予防に関する取り組みやサービスの構築に着手することができた。 ○高齢者の「自立（支援）」の在り方について、ケアマネジャーやサービス提供事業所、また地域住民との共通理解が必	高齢者福祉課

		<p>のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。</p> <p>○要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。</p>	<p>○健康増進課や社会福祉協議会と連携し、地域のいきいきサロン等の住民主体の通いの場において「いきいき百歳体操」をツールとした介護予防プログラムを導入するとともに、その担い手等の養成を目的とした研修会を実施します。</p> <p>○自立支援を目指した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントを支援することを目的とする「地域ケア個別会議（今年度は国のモデル事業）」に取組みます。</p>	<p>○市内 25 箇所のいきいきサロン等の住民主体の通いの場で「いきいき百歳体操」を実施。また、平成 29 年 11 月 11 日に「介護予防並びにふれあいいきいきサロン交流会」を開催</p> <p>○「地域ケア個別会議（今年度は国のモデル事業）」を 10 月から開始した（毎月 1 回開催）。また、「自立支援」をテーマした研修会を、ケアマネジャーやサービス提供事業所等の専門職を対象に開催</p>	<p>要であり、今後それらを共有していくような取組みを推進する必要がある。</p>	
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	<p>○認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。</p> <p>○冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。</p> <p>○認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。</p> <p>○地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座と認知症キャラバンメイト交流会を通じて、地域における認知症の理解を推進していきます。</p> <p>○認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス等を通じて、介護者支援を行います。</p> <p>○認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームの充実を図ることで適切な医療・介護サービスが利用できる体制を整備していきます。</p> <p>○認知症対応ケア会議を年 4 回開催し、早期発見・早期対応のための仕組みやネットワークづくりについて検討していきます。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座を 12 回開催し、217 名を養成した。また、認知症キャラバンメイト交流会を開催し、キャラバンメイト同士の意見交換を通じて、講師としての資質向上を図った。</p> <p>○認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスの利用実績はないが、個別の事例の状況に応じた介護者支援を実施</p> <p>○認知症初期集中支援チームが対応した事例を集計・分析し、傾向と課題を共有した。</p> <p>○年 3 回の開催（11 月・1 月・3 月）において、認知症初期集中支援チームにおける実践の分析をもとに早期発見・早期対応のための仕組みづくりを検討した。また、第 7 期介護保険事業計画に位置付ける内容の確認を行った。</p>	<p>○認知症サポーターの養成も順調に行えており、第 6 期介護保険事業計画の目標値を達成することができた。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの活動実績の分析を行い、効果的な充実が行える体制整備を行い、早期対応の中核に位置付けることができた。</p> <p>○認知症ケアパスを充実させる必要がある。</p> <p>○早期発見や認知症の進行予防のため、健診部門など健康づくり部門との連携を強化し、取組みを推進していく必要がある。</p>	高齢者福祉課 包括支援センター
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋げていきます。</p> <p>○高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。</p>	<p>○年 4 回の高齢者虐待対応ケア会議において、事例に対する支援の在り方を多職種で検討し、被虐待者・養護者双方の支援の充実を図ります。</p> <p>○高齢者虐待防止を目的とした市民向けの研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度が必要な高齢者やその家族の状況に応じて、市長申立てや親族の申立て支援を行い、成年後見制度の利用の普及に努めます。</p> <p>○市民後見人養成事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、専門職だけでなく市民の目線での成年後見人等の活動が推進されるよう、研修会を開催し、さらなる周知を図っていきます。</p>	<p>○年 4 回（5 月・10 月・11 月・2 月）に高齢者虐待対応ケア会議を開催し、今年度受理した事例及び以前からの継続事例の対応方法について検討</p> <p>○市民向けの研修会を開催</p> <p>○成年後見制度の申立てについて、市長申立て：8 件、親族申立て支援：2 件に対応</p> <p>○市民後見人の養成のため、市民後見養成事業運営委員会を年 4 回開催した。また、市民後見人の養成をテーマとした研修会を開催</p>	<p>○「養護者による虐待」、「養介護施設従事者による虐待」の対応を行ったが、コア会議の頻回な開催と高齢者虐待対応ケア会議における専門職からの助言をもとに効果的な対応を行うことができた。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のため、申立て等個別の相談対応を丁寧に行った。</p> <p>○虐待の有無の判断や事実確認の実施が困難な事例があり、迅速な協議を行うことができる体制の構築が必要</p> <p>○成年後見制度の更なる推進のため、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進計画の立案に着手する必要がある。</p>	高齢者福祉課 包括支援センター

⑦	消費者被害等の未然防止の取組	○高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ○消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。	○消費生活に関する講演会等の実施  ○消費者相談の実施	○消費者セミナーを開催 日時：2月8日、場所：人権センター 演題：「民事裁判の観点から見る消費者問題への対策～架空請求事例をもとに～」 講師：弁護士 丸亀日出和氏 ○消費者被害防止アピール活動 日時：5月20日、場所：ゆめタウン益田店 みどりの広場 ○老人クラブ等と連携した消費者被害防止アピール 日時：3月中旬、場所：ショッピングセンター キヌヤ	○講演会や街頭アピール等の啓発活動を実施。高齢者の消費トラブル等の相談は複雑かつ多様化しているため、被害の防止には早期発見のための見守りが重要	人権センター
---	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------

## 5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	バリアフリー社会の実現	○障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○ 益田市障がい者自立支援協議会差別解消法啓発部会を中心に障がい者差別解消法の啓発について協議し、啓発活動を実施する。 ○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進める。	○益田市余芸大会にて啓発 ・ 益田市障がい者自立支援協議会差別解消法啓発部会が啓発寸劇で出演した。 ・ 来場者に啓発ちらしを配布 ○ケーブルテレビで「あいサポート運動」「ヘルプマーク」等の周知、啓発を実施	○益田市余芸大会で寸劇という形で啓発活動を実施することにより、より分かりやすく広く障害者差別解消法を周知することができた。 ○今後も継続して広く障がいに対する理解を深めるための取組みをしていく必要がある。	障がい者福祉課
			○市営原浜住宅 4・5 号棟において、住戸内の床の段差解消 10 戸及び手摺設置（玄関・トイレ）28 戸を予定	○市営原浜住宅 4 号棟において、住戸内の床の段差解消 4 戸及び手摺設置（玄関・トイレ）4 戸を実施	○益田市住宅基本計画及び市営住宅長寿命化計画に基づき住宅改修や建て替えを実施しているが、交付金配分の減額等により計画通り進んでいない。次年度以降も引き続き実施していく。また高齢化が進んでおり、周囲の維持管理が難しくなっている住宅がある。	建築課
②	地域生活の支援体制の充実	○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○市及び市内相談支援事業所（5 事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	○事業計画どおり毎月相談支援会議を実施	○相談支援会議は情報共有、課題共有の場として有効であり、継続して会議を実施する。	障がい者福祉課

③	自立と社会参加の促進	○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○障がい者就労支援事業所説明会を実施 日時：平成 29 年 11 月 25 日（土）13:30～ 場所：市民学習センター多目的ホール（予定） 内容：・各事業所説明 ・個別相談会及び各事業所展示ブース見学  ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。	○障がい者就労支援事業所説明会を実施 日時：11 月 25 日（土）13:30～ 場所：市民学習センター多目的ホール 内容：・各事業所説明 ・個別相談会及び各事業所展示ブース見学 来場者数：59 名  ○島根県及び益田市障がい者スポーツ大会の開催に協力	○障がい者就労支援事業所説明会を実施することで事業所の周知や関係機関との連携体制を強化することができた。 今後も益田市自立支援協議会就労社会参加支援部会と協力し課題検討、協議し取組を進める。	障がい者福祉課
④	障がいのある人の権利擁護の取組	○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と擁護者への支援を行います。 ○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	○虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施します。	○虐待相談窓口、24 時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、相談に応じ支援や対応を実施	○引き続き相談窓口の設置および支援を実施する。 ○虐待や権利擁護についての啓発や研修等、理解を深める取り組みをしていく必要がある。	障がい者福祉課

## 6 外国人

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。	○啓発チラシ・ポスター等の設置	○人権センター、各総合支所、市民学習センター等へのポスターやチラシを設置	○外国人労働者の転入が増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっているため、偏見や差別意識の解消はますます重要になっている。	人権センター
		○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。	○広島朝鮮初中高級学校との交流（高津中、匹見中） ○社会科授業での啓発	○広島朝鮮初中高級学校との交流 ○中学校社会の教科の中で記述があり、学習を通じて指導を行っている。	○交流を通じて、結果として、体験的に人権意識が高まった。	学校教育課
②	多文化共生社会づくりの推進	○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。	○在住外国人を対象にした日本語学級の開催	○毎週日曜日に日本語学級を開催（12 月末現在） 開催日数：31 日 実受講者数：14 人（うち新規受講者 1 人） 延受講者数：268 人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき	○各個人により日本語のレベルが違い、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導をしていただいている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても有意義である。	人権センター
③	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語のできない児童・生徒に対する日本語支援員の配置	○必要な学校への日本語支援員の配置	○日本語力を上げることで、学校生活や日常生活の不便を少しずつ解消した。 ○支援員の必要度が児童・生徒により、異なっており、十分な配置時間の確保に努める必要がある。	学校教育課

④	外国人のための相談体制の充実	○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介しします。	○外国人サポーターの配置  ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」の実施	○在住外国人からの相談に対応するための外国人サポーターを配置し、相談体制の充実を図る。  ○要望者なし	○外国人地域サポーターを配置したことで、相談等を適切に行えるようになった。日本語学級と連携しながら相談対応ができています。	人権センター
---	----------------	-------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	--------

## 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	啓発活動及び講演等の開催	○人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。	○講演会の実施	○NPO法人多文化共生と人権文化L A Sと連携した講演会を実施 日時：8月2日13：30～ 場所：人権センター 演題：「ハンセン病問題と在日朝鮮人～日本のハンセン病史と療養所の在日外国人について～」 講師：国立ハンセン病資料館学芸員 金貴粉氏 受講者：214人	○講演会について、「在日朝鮮人とハンセン病の関係について初めて知りました。」「ハンセン病になった人や、その他の病気の人、在日の人などが、安心して暮らせる社会になってほしいと思います。まずは正しい知識を身につけておくことが大切だと思います。」等の感想をいただいたことから、内容を検討しながら、継続して実施していく。	人権センター

## 8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	啓発・広報の推進	○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。	○啓発チラシの配布や情報提供を実施	○人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパンフレット、ポスターを掲示。また、12月10日から16日の間の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、告知端末による啓発放送を実施	○正しい理解が得られるよう、引き続き啓発・広報活動等を行っていく。	人権センター
②	学校教育の取組	○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。	○学校への周知啓発	○映像を通じた拉致問題活用を各小中学校に周知、依頼	○十分な指導ができていないかの検証が必要である	学校教育課

## 9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	意識啓発の推進	○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○啓発チラシの配布や情報提供を実施	○人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパンフレット、ポスターを掲示	○正しい理解が得られるよう、必要に応じて関係機関と連携を図りながら啓発等を行っていく。	人権センター
②	関係機関との連携	○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議開催による相談体制の充実	○相談実績なし	○一定の会議開催ができています。継続する。	人権センター



## 10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	H29 事業計画	H29 事業実績	評価・課題	所管課
①	意識啓発の推進	<p>○情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。</p> <p>○情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活するための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。</p>	○啓発チラシの配布や情報提供を実施	○人権センター、各総合支所、市民学習センター等にチラシやパンフレット、ポスターを掲示	○インターネットの普及に伴って、その匿名性や情報発信の容易さから、人権にかかわる様々な問題が発生することが考えられるので、意識啓発の推進はいそがれる。関係機関との連携や研修会の開催等、具体的な取組みの必要がある。	人権センター

## 11 様々な人権課題

- ①アイヌの人々      ②刑を終えて出所した人      ③ホームレスに対する差別      ④性的指向を理由とする差別  
 ⑤性同一性障害を理由とする差別      ⑥人身取引による人権侵害      ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。